平成２８年(2016年)１０月５日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部都市基盤整備担当

議会の委任に基づく専決処分について

１　事故の概要

⑴　事故発生日

平成２７年（２０１５年）１０月２８日

⑵　事故発生場所

東京都中野区本町三丁目３０番先

⑶　事故発生状況

区の職員が、上記番地先の特別区道を車両で走行していたところ、進行方向右側のマンション敷地内から当該特別区道へ出てきた相手方と接触した。この事故により、相手方は、右橈骨を遠位端骨折及び右尺骨を若木骨折した。

２　和解（示談）の要旨

⑴　相手方は、本件事故により、治療費、傷害慰謝料等の合計３５２，５９５円の損害を被った。

⑵　区は、上記損害額の全額について、相手方に対して賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち、自動車損害賠償責任保険により保険会社から医療機関へ直接支払われる治療費１０５，６８０円を除く傷害慰謝料等２４６，９１５円について、相手方の指定する方法で支払う。

３　和解（示談）の成立の日

平成２８年（２０１６年）６月１７日

４　区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員の前方不注意により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

５　損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計３５２，５９５円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方及び医療機関へ直接支払われた。

６　事故後の対応について

⑴　所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

⑵　所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。